

# 特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼個人情報保護規程

規 程 第 11 号

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼（以下「法人」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し、必要な事項を定めることにより、法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報を「コンピューターを用いて検索することができるよう体系的に構成した個人情報」を含む情報の集合物、又はコンピューターを用いない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則に従って整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 法人が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害がおよぶおそれのあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) 従業者 法人の指揮命令を受けて法人の業務に従事する者をいう。
- (7) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

### (法人の責務)

第3条 法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

## 第2章 個人情報の利用目的の特定等

### (利用目的の特定)

第4条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

### (利用目的等の範囲)

第5条 法人は、別紙のとおり個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法を定めるものとする。

### (利用目的以外の利用の制限)

第6条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成

- に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は子どもの健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 3 法人は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

### 第3章 個人情報の取得の制限等

- (取得の制限)
- 第7条 法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。
- 2 法人は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
- 3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき
  - (2) 法令等の規定に基づくとき
  - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき
  - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の理由により、本人から取得することができないとき
- 4 法人は、前項第4号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。
- (取得に際しての利用目的の通知等)
- 第8条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
- (1) 利用目的を本人通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
  - (2) 地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### 第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

- 第9条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。
- 2 法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

## 第5章 個人データの第三者適正管理

- (個人データの第三者提供)
- 第10条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は子どもの健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

## 第6章 保有個人データの開示、訂正、追加、削除

- (保有個人データの開示等)
- 第11条 法人は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む、以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合
- (保有個人データの訂正、追加、削除等)

- 第12条 法人は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加又は削除の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。
- 2 法人は、前条の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

## 第7章 組織及び体制

### (個人情報保護管理者)

第13条 法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。

3 事務局長は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育を行う責任を負うものとする。

4 事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

### (苦情対応)

第14条 法人は、個人情報の取り扱いに関する苦情（以下、「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、事務局長とする。

3 事務局長は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。

### (従業者の義務)

第15条 法人の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規定に違反する事実又は違反するおそれのあることを発見した従業者は、その旨を事務局長に報告するものとする。

3 事務局長は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係する事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

## 第8章 雜則

### (その他)

第16条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

## 個人情報の利用目的

### ◎ サービス提供

- ・ 学童保育サービスの提供
- ・ 利用者的心身等の状況説明

### ◎ 管理運営事務

- ・ 会計・経理
- ・ 保育事故等の報告
- ・ 利用者サービスの向上

### ◎ 賠償責任保険等に係る保険会社への相談及び届出等

### ◎ 保育業務の維持、改善のための基礎資料